

法改正で 何が変わる？

春闘学習会

パートタイム労働法 (仮題)

同じ会社の中で同じ業務をしている、正社員とパートや契約社員として働く非正規社員の基本給、賞与や手当など、あらゆる待遇の不合理な格差を禁止することを定めた「パートタイム・有期雇用労働法」が、いよいよ2020年4月1日より施行されます。※中小企業は、2021年4月1日から施行。

今回の法改正では、パートタイム労働者だけでなく、契約社員や派遣社員などの有期雇用労働者も救済の対象に含まれることになりました。

パートや有期雇用労働者との格差を縮めるために、正社員の待遇が引き下げられるおそれもあり、同法の施行により、正社員を含めた職場全体の待遇に大きな変動が生じる可能性があります。

どのような要件があれば格差は是正されるのか、どのような格差が是正の対象になるのか、同法を有効な武器として身につけるために、同法施行前には是非、みなさん学習しましょう。

講師

姫路総合法律事務所

吉田竜一 弁護士

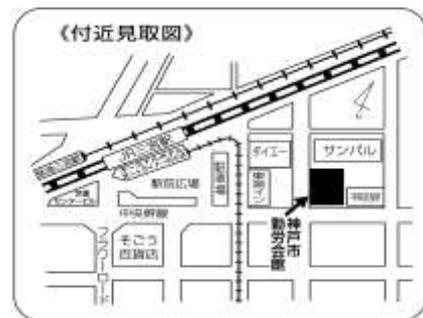


一般参加の方は資料代500円をお願いします

とき 2020年 **2月13日(木)**

18:30~ (18:00開場)

ところ **神戸市勤労会館 403**



JR・阪急・阪神・市営地下鉄各三宮から東へ徒歩約5分 tel/078-232-1881

主催:兵庫県民主法律協会 tel/fax078-341-3422

(2019.1.14)